議案第52号

市道路線の認定及び変更について

1 次の路線を市道として認定する。

路線名	起点
	終点
生野区	生野区巽南5丁目24番の10地
第2021-01号線	同 区同 5丁目36番の5地
住吉区	住吉区我孫子4丁目509番の8地
第2021-01号線	同 区同 4丁目2番の5地
住吉区	住吉区山之内元町267番の6地
第2021-02号線	同 区同 44番の16地

2 次のとおり市道の路線を変更する。

路線名	旧	起点
	新	終点
	別	が示
庄内新庄線	田	淀川区西三国1丁目405番地
		同 区東三国2丁目201番地
	新	淀川区西三国1丁目405番地
		東淀川区西淡路 5 丁目401番の 1 地

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説明

生野区第2021-01号線ほか2路線を市道として認定し、庄内新庄線の路線を変更するため、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長が その路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじ め当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3-5 省 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 省 略

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき 路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更する ことができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の 路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

参考図

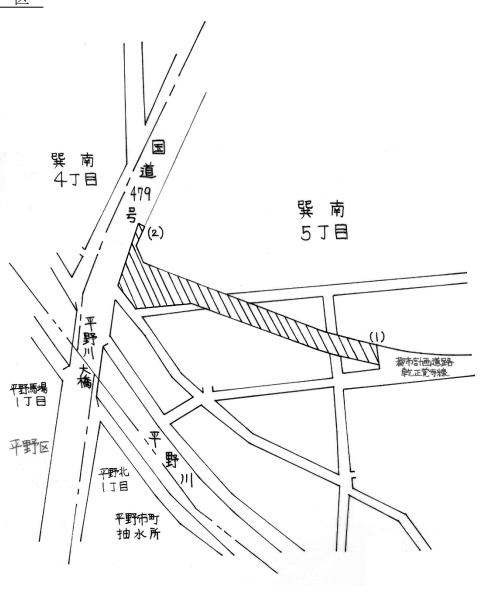
 凡
 例

 今回認定する路線

 — - - - - - 区
 界

 — 丁
 界

1 生 野 区



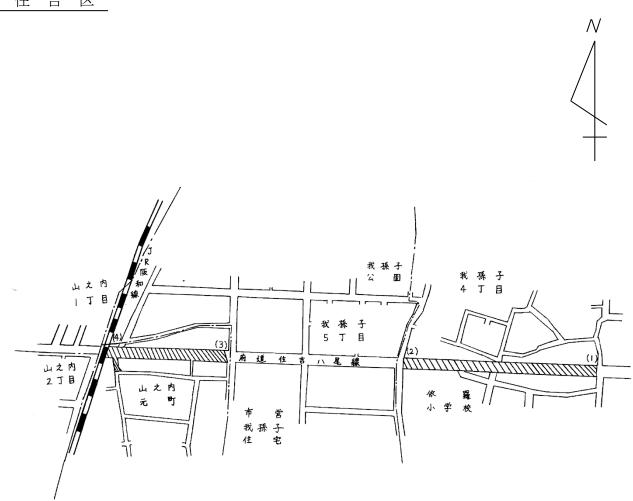
 \mathcal{N}

説 明

生野区第2021-01号線

(1) (2)間

2 住 吉 区

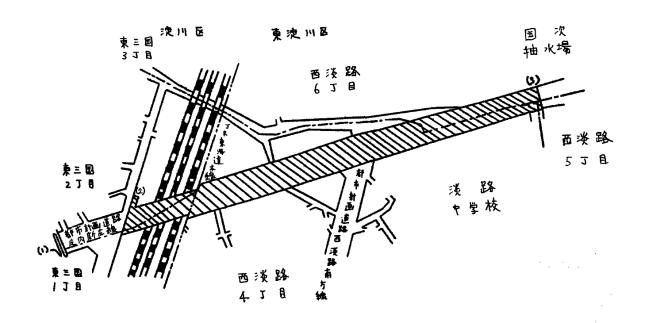


説 明

住吉区第2021-01号線

- (1) (2)間
- 住吉区第2021-02号線
- (3) (4)間





説 明

庄内新庄線

- (1) (2)間を
- (1) (3)間に路線変更